

令和4年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第1号）

令和4年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 3号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 4号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 5号 令和3年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 7号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 9号 令和4年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第10号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和4年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第19 議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例について
- 日程第20 議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第26まで同じ〕
- 日程第21 議案第19号 公立幼児教育施設閉園に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第22 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 小野町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

〔上程、説明、質疑〕

日程第28 議案の委員会付託

日程第29 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員（1名）

5番 渡邊直忠君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	村上昭一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井一一	次長	郡司治子
書記	清水綾子	書記	佐藤真路

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和4年小野町議会定例会3月会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、5番、渡邊直忠議員より、所用により欠席する旨の届出がありました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

6番 会 田 明 生 議員

7番 吉 田 康 市 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について、議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長。

4番、先崎勝馬議会運営副委員長。

〔議会運営委員会副委員長 先崎勝馬君登壇〕

○議会運営委員会副委員長（先崎勝馬君） 去る2月28日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和4年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月3日から3月11日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第2号及び議案第9号については起立採決とし、議案第3号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第25号までについては簡易採決により行うことといたしました。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号及び陳情第2号については、厚生産業常任委員会に付託し、審査

することといたしました。

なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営副委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営副委員長報告のとおり、定例会 3 月会議の日程は本日から 3 月 11 日までの 9 日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第 2 号及び議案第 9 号については起立採決とし、議案第 3 号から議案第 8 号まで及び議案第 10 号から議案第 25 号までについては簡易採決により行うことといたします。

なお、議案に対する討論がある場合には、最終日前日まで議長へ通告をお願いいたします。

定例会 3 月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第 2 号～議案第 8 号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第 4、議案第 2 号 令和 3 年度小野町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 10、議案第 8 号 令和 3 年度小野町水道事業会計補正予算（第 3 号）まで 7 議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第2号～議案第8号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和4年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かと多用中の中、ご参集をいただきご審議賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、令和3年度各会計補正予算案件7件、令和4年度各会計当初予算案件7件、条例制定案件2件、条例改正案件7件、指定管理者の指定案件1件の議案24案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、年明けより第6波として爆発的に新規感染者数が全国各地で増加し、本町におきましても例外ではなく、1月初旬に38人目の感染が確認されて以降、2月末日までに新たに50人を超える感染者数が確認されました。この二月の感染スピードは想像以上のものとなっており、いまだに収束の兆しが見えず、予断を許さない状況が続いております。

特に、オミクロン株による第6波の傾向としては、全国各地において、学校や児童施設などにおけるクラスターをはじめとした子供たちの感染が多く確認されています。子供たちを感染から守るためにも、集団で過ごす時間が長い幼児教育施設や小・中学校での感染対策に万全を期するとともに、我々大人たちがより一層の感染予防対策に取り組んでいく必要がありますので、引き続き町民の皆様、事業者の皆様には基本的な感染予防対策の徹底を呼びかけ、この爆発的な感染拡大の抑制に全力を尽くしてまいります。

一方、3回目のワクチン接種の状況につきましては、医療従事者や高齢者等を中心に、5月・6月に2回目の接種を終えられた方から順次接種券を発送し、1月末より各医療機関において個別接種を進めております。また、5歳から11歳までの小児接種につきましては、対象となるお子さんの保護者への意向確認や関係機関との連絡・調整を図りながら、接種を希望される方に対しまして、その機会の確保に取り組んでまいります。

さて、今年度も残すところ一月となり、間もなく新年度を迎えます。私も令和3年3月23日に町長に就任いたしまして、はや1年がたとうとしております。この1年間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の対応に終始した1年でありました。町長という立場で、改めて10年先、20年先の将来を見据えながら、我が町の課題を見詰め直すことで、時代の変化に対応できる新たな発想を持って課題解決に取り組めるものと考えております。

その上で、今定例会にご提案申し上げます令和4年度当初予算は、私にとって最初の本格予算となります。予算編成に当たっては、私が町長就任時に掲げた4つの柱であります「人づくり・子育て支援」「健康づくりの推進」「産業の更なる振興・発展」そして「支え合える地域づくり」の実現に向けて、「未来へ おのまち総合計画」をはじめ、小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略、小野町過疎地域持続的発展計画に基づく諸事業を着実に進めていくとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じ、協働のまちづくりに取り組むことを基本に編成したものであります。

令和4年度の主な施策につきましては、「未来へ おのまち総合計画」4つの基本目標に掲げる主要プロジェクトを中心に申し上げます。

初めに、基本目標1の「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」における施策といたしましては、出産から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子育てができる環境を整えるため、笑顔とがんばり子育て応援事業を継続して展開していくほか、新たに令和5年度に小学校及び中学校に入学される児童・生徒への入学準備支援として、お子さんお一人につき3万円の給付や、3歳児から5歳児のお子さんを対象に給食時の主食費相当分の助成として、通園していることを問わず、お一人月額1,800円の給付、兄弟姉妹で義務教育を受けている世帯に対しましては、第2子以降の児童・生徒の学校給食費の全額助成を行うなど、子育て支援の拡充を図ってまいります。

また、来月からは、公私連携幼保連携型認定こども園「おのまち認定こども園」が開園いたします。現時点での入園予定者は、幼稚園的利用者と保育園的利用者、合わせて約160人のお子さんが入園する予定であり、町といたしましては、施設を運営いたします社会福祉法人啓誠福祉会とは密に連携を取りながら、より一層の幼児教育の充実を図ってまいります。

教育環境の整備に関しましては、引き続き小・中学校の学力向上対策、外国人英語指導助手を活用した外国語学習の強化、スクールバスの運行による遠距離通学児童・生徒の登下校の支援などを行いまして、児童・生徒の学習機会の拡充、学力の向上を図ってまいります。

次に、基本目標2の「便利で住みよいきれいな町を目指して」における施策といたしまして、役場庁舎の整備推進については、現在、内部組織で、庁舎整備を含めた各種公共施設の整備方針の検討を重ねておりますが、年度内には検討結果がまとまる予定でありますので、来年度はその結果を踏まえて、役場新庁舎の建設に向けた基本計画の策定を進めてまいります。

次に、小野インターチェンジ周辺開発推進事業につきましては、社会状況の変化や将来の見通し、更には、先ほど申し上げましたが、各種公共施設の整備方針の検討結果を踏まえて、小野インターチェンジエリアタウン構想の改定を行い、交通の要衝である小野インターチェンジ周辺の有効な活用を検討してまいります。

次に、基本目標3の「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」における施策といたしましては、今定例会に「小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例制定の議案を提出いたしましたでしたが、町民、地域団体、事業者、保健・医療・福祉関係者、そして町が協働して、健康づくりを総合的かつ計画的に進め、町全体で健康づくりに関心を深めて、心身ともに健康で生き生きと生活ができる健康長寿社会を目指した取組を積極的に進めてまいります。

生涯にわたる健康づくりに関しましては、各種健康診査受診率の向上を図り、生活習慣病の発症予防や重症化予防の徹底などに努め、壮年期からの健康づくりに関しましては、運動教室の開催など定期的な運動習慣の機会を設けることに加え、新たに町内にウォーキングコースを設定し、ウォーキングによる健康増進などの取組を推進してまいります。

更に、初期医療体制の充実のため、地域医療の中核を担う公立小野町地方総合病院の医師確保、夜間・休日診療体制の整備などを支援し、地域の方々の健康と安心を守ってまいります。

次に、基本目標4の「働く喜びをみんなで感じるために」における施策といたしまして、農業におきまして

は、農業担い手の育成・確保に取り組むとともに、未整備地区の農業生産基盤整備を推進し、農業担い手への農地集積・集約化を図り、効率的かつ持続可能な農業経営の確立を支援してまいります。

また、6次産業化と発酵のまちづくりを推進し、産業の振興と発酵食品を活用した町民の健康づくりに取り組むほか、町内産の農作物や6次化商品の販売促進にも力を注いでまいります。

商工業におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等の支援を行うとともに、更なる商工会や地元企業との連携強化、起業者支援に取り組み、雇用の充実に努めてまいります。

以上、令和4年度の主な施策につきまして、その概要を申し上げましたが、このほかにも、こおりやま広域圏市町村との連携強化、町民生活の安全・安心確保のための防犯対策、町道改良等の生活基盤の整備など様々な施策を展開いたしまして、多岐にわたる行政課題に迅速に対応してまいります。

そして、10年先、20年先を見据えながら、将来にわたって住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思える魅力ある持続可能なまちづくりを町民の皆様と共に考え、共につくってまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会3月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号から議案第8号までの令和3年度各会計補正予算7案件についてご説明いたします。

議案第2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に2億3,103万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億5,872万4,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入におきまして増額となる主なものは、町税において町民税、町たばこ税、地方交付税において普通交付税、分担金及び負担金において県営土地改良事業浮金第二地区受益者分担金、国庫支出金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

減額となる主なものは、国庫支出金において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、繰入金において財政調整基金繰入金、町債において過疎対策事業債であります。

歳出におきまして増額となる主なものは、総務費において地方バス路線維持対策事業補助金、衛生費において有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業負担金、農林水産業費において県営土地改良事業浮金第二地区負担金、諸支出金において公共施設等建設準備基金積立金であります。

減額となる主なものは、民生費において介護保険特別会計繰出金、衛生費において田村広域行政組合分担金、商工費において雇用維持等事業所支援給付金であります。

また、事業完了が翌年度となる見込みの林道整備事業のほか7事業につきましては、繰越明許費として所用の措置を講じるものであります。

次に、議案第3号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に2,207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億4,130万3,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、県支出金において保険給付費等交付金を増額し、国民健康保険税において一般被保険者国民健康保険税を減額するものであります。

歳出におきましては、諸支出金において直営診療施設勘定繰出金を増額し、保険給付費において一般被保険者高額療養費を減額するものであります。

次に、議案第4号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から80万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,684万4,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、諸収入において保険料還付金を増額し、繰入金において保険基盤安定繰入金を減額するものであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

次に、議案第5号 令和3年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から4,120万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億8,193万7,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、保険料において第1号被保険者介護保険料を増額し、支払基金交付金において介護給付費交付金を減額するものであります。

歳出におきましては、地域支援事業費において介護予防・生活支援サービス事業費を増額し、保険給付費において居宅介護サービス給付費などを減額するものであります。

次に、議案第6号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から960万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,989万円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、分担金及び負担金において浄化槽設置費分担金を減額し、歳出におきましては、施設整備費において浄化槽設置工事費を減額するものであります。

次に、議案第7号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を286万7,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきまして、歳入におきましては、寄附金において文化・体育振興基金造成一般寄附金を増額し、歳出におきましては、基金造成費において文化・体育振興基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第8号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支においては、収入について11万2,000円を減額し、総額1億6,528万円、支出について134万2,000円を減額し、総額1億5,909万6,000円とするものであります。

資本的収支においては、収入について154万7,000円を減額し、総額5,553万9,000円、支出については85万8,000円を減額し、総額1億2,307万1,000円とするものであります。

以上、議案第2号から議案第8号までの令和3年度各会計補正予算7案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議案第2号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号について質疑を終わります。

◎議案第3号～議案第8号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第3号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第8号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第8号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第9号～議案第15号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第9号 令和4年度小野町一般会計予算から日程第17、議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第9号～議案第15号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第9号から議案第15号までの令和4年度各会計当初予算7案件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 令和4年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,300万円とするもので、令和3年度当初予算と比較して1億1,100万円増額となるものであります。

歳入におきましては、町税、地方消費税交付金、県支出金、繰入金等を前年度当初予算より増額で計上し、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、町債等を減額で計上するものであります。

歳出の主な内容につきましては、コンビニ証明書交付システム構築業務委託料、子ども・子育て支援交付金事業補助金、火葬場空調設備改修工事費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料、林業専用道整備事業工事費、プレミアム付商品券発行事業補助金、町道拡幅・舗装新設工事費、小野小学校グラウンドのり面復旧工事費、小・中学校給食費一部助成金などを計上するものであります。

次に、議案第10号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,598万1,000円とするもので、前年度当初予算と比較して1,917万5,000円減額となるものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税、繰越金等を前年度当初予算より増額、県支出金、財産収入を減額で計上し、歳出におきましては、保険事業費等を増額、保険給付費等を減額で計上するものであります。

次に、議案第11号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,710万4,000円とするもので、前年度当初予算と比較して13万7,000円減額となるものであります。

歳入におきましては、繰入金を前年度当初予算より増額、後期高齢者医療保険料、諸収入を減額で計上し、歳出におきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を増額、保健事業費を減額で計上するものであります。

次に、議案第12号 令和4年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,084万3,000円とするもので、前年度当初予算と比較して3,397万4,000円減額となるものであります。

歳入におきましては、介護保険料、支払基金交付金などを前年度当初予算より増額、国庫支出金、繰越金を減額で計上し、歳出におきましては、総務費、地域支援事業費を増額、保険給付費、予備費を減額で計上するものであります。

次に、議案第13号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,619万7,000円とするもので、前年度当初予算と比較して113万6,000円減額となるものであります。

歳入におきましては、事業収入、町債等を前年度当初予算より増額、分担金及び負担金、国庫支出金等を減額で計上し、歳出におきましては、総務費、施設管理費等を増額、施設整備費、公債費を減額で計上するものであります。

次に、議案第14号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ213万3,000円とするもので、前年度当初予算と比較して6万1,000円の増額となるものであります。

歳入におきましては、繰入金を前年度当初予算より増額、財産収入を減額で計上し、歳出におきましては、基金運用費を増額で計上するものであります。

次に、議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収支におきましては、収入においては1億6,602万9,000円、支出においては1億6,138万3,000円を計上し、資本的収支におきまして、収入においては6,303万円、支出においては1億3,607万9,000円を計上するものであります。

以上、議案第9号から議案第15号までの令和4年度各会計当初予算7案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第9号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第9号 令和4年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第9号について質疑を終わります。

◎議案第10号～議案第15号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第10号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第15号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第16号～議案第17号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例についてから日程第19、議案第

17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

[議会事務局長朗読]

◎議案第16号～議案第17号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第16号及び議案第17号の条例の新規制定2案件につきましてご説明申し上げます。

議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例についてであります。本案は、本町が所有する財産のうち、当初の行政目的による使用が終了し、かつ老朽化が著しく、今後、行政財産または普通財産としての活用が困難な公共施設を計画的に解体・撤去を進めていくため、その解体・撤去費用の財源の積立てを目的とする基金を創設するものであります。

次に、議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例についてであります。本案は、健康づくりを社会全体で支える仕組みづくりとして、町民、地域団体、事業者、保健・医療・福祉関係者、そして町と、それぞれの役割を明確にして、町民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、町民が生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現に向けた具体的な事項を規定するため、新たに制定するものであります。

以上、議案第16号及び議案第17号の条例の新規制定2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議案第16号～議案第17号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例についてから議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案第18号～議案第24号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第26、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第18号～議案第24号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第18号から議案第24号までの条例の一部改正7案件につきましてご説明申し上げます。

議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、行政手続における住民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、押印の見直しを行う上で所要の改正を必要とする3条例を一括して改正するものであります。

次に、議案第19号 公立幼児教育施設閉園に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、令和4年4月1日に公私連携幼保連携型認定こども園が開園されることに伴い、町が設置・管理運営する幼児教育施設が今年度末をもって閉園とすることから、公立の幼児教育施設に関することが表記されている条例において所要の改正が必要であるため、関係する3条例を一括して改正するものであります。

次に、議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県が昨年10月7日の福島県人事委員会からの通勤手当に関する勧告を受け、職員の通勤手当の改正を行うことから、県の改正に準じ、本町も最近のガソリン価格の変動など職員の通勤事情等を踏まえ、職員の通勤手当を改正するため、本条例で規定する通勤手当の支給額の上限を5万7,800円から6万700円に引き上げるものであり

ます。

なお、距離に応じた実際の支給額につきましては、規則を改正し引き上げるものであります。

次に、議案第21号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置が示されたことを受けて、本町におきましても、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、会計年度任用職員に係る育児休業の取得要件を緩和するため、1年以上の在職期間の要件を廃止するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境を整えるため、職員に対する育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備などの規定を新たに設けるものであります。

次に、議案第22号 小野町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、少子高齢化による若年層の減少、就業構造の変化などから消防団員数が減少傾向にある一方で、頻発・激甚化する自然災害等への対応としての団員に求められる役割が多様化かつ複雑化している状況を踏まえ、消防団員の定数見直し及び処遇改善を図るほか、各種手当に係る規定を国の方針に基づき改めるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、消防団員の定数を380から350に改めるほか、一般団員の年額報酬額を2万6,500円から3万6,500円に引き上げるものであります。

次に、議案第23号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和4年4月1日から夏井おおすぎ保育園施設を利用して、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施し、子育て支援の充実を図っていくため、当該施設を小野町子育て世代包括支援センターの分館と位置づけるとともに、当該センターで行う事業に一時預かり事業を追加するものであります。

次に、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、老朽化した町営団子田住宅5戸全てを解体・撤去したことに伴い、団子田住宅を廃止し、町営住宅の管理戸数の総数を231から226に改めるため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第18号から議案第24号までの条例の一部改正7案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第18号～議案第24号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの7議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までの7議案について質疑を終わります。

◎議案第25号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第25号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園の指定管理者として、特定非営利活動法人小野自然倶楽部を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第25号の指定管理者の指定案件1案件につきましてご説明申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第25号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。
したがって、議案第25号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第28、議案の委員会付託を行います。
お手元に配付の付託事件表をご覧ください。
本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第29、請願・陳情の委員会付託を行います。
請願第1号及び陳情第2号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり常任委員会に付託いたします。
なお、陳情書の写しは、お手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。
本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時57分